

駐車監視員資格者証

- ・ 駐車監視員として、街頭における放置車両の確認作業に従事できるのは、駐車監視員資格者証を有する者に限定されている。
- ・ 駐車監視員資格者証は更新制度はなく、全国で有効

欠格事由(道路交通法第51条の13第2号)

次のいずれかに該当する者は駐車監視員資格者証の交付を受けることができない

- ・ 18歳未満の者
- ・ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- ・ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定による命令又は指示を受け、2年を経過しないもの
- ・ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- ・ 心身の障害により確認事務を適正に行うことができない者として国家公安委員会規則で定めるもの
- ・ 過去2年以内に駐車監視員資格者証の返納命令を受けたことがある者

交付要件(道路交通法第51条の13第1号)

次のいずれかに該当する者でなければ駐車監視員資格者証の交付を受けることができない

- ・ 駐車監視員資格者講習を受講し、修了考査(試験)に合格した者
- ・ 国家公安委員会規則で定める一定の要件を備える者で、認定考査(試験)に合格したもの

駐車監視員資格者証交付申請手数料

9,900円(交付時に熊本県収入証紙で納付)